修善寺町外3町合併協議会　　協議事項調整内容

修善寺町外3町合併協議会

協議項目	合併の期日	協議細目	
調整の方針	合併の期日は平成16年3月31日とする。		

留　意　事　項

1　市になるための要件

①平成１６年３月３１日までに合併した場合

・人口要件は３万人以上とし、その他の要件は問わない。
（市町村の合併の特例に関する法律附則第２条の２）

②平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までに合併した場合

・人口４万人以上を有すること。
・中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の６割以上であること。
・商工業その他の都市的業態に従事する者及びしの者と同一世帯に属する者の数が、全人口の６割以上であること。
・都道府県条例（別記）で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。

先　進　事　例

昭和６０年４月１日以降の先進事例

期　日	新市町村名	合併関係市町村名	合併方式
昭和６２年			
4月1日	藤橋村（岐阜県）	藤橋村・徳山村	編　入
11月1日	仙台市	仙台市・宮城町	編　入
11月30日	つくば市	桜村・谷田部町・豊里町・大穂町	新　設
昭和６３年			
1月31日	つくば市	つくば市・築波町	編　入
3月1日	仙台市	仙台市・泉市	編　入
3月1日	仙台市	仙台市・秋保町	編　入
平成３年			
2月1日	熊本市	熊本市・北部町	編　入
2月1日	熊本市	熊本市・河内町	編　入
2月1日	熊本市	熊本市・飽田町	編　入
2月1日	熊本市	熊本市・天明町	編　入
4月1日	北上市	北上市・和賀町・江釣子村	新　設
5月1日	浜松市	浜松市・可美村	編　入
平成４年			
3月3日	水戸市	水戸市・常澄村	編　入
4月1日	盛岡市	盛岡市・都南村	編　入
平成５年			
7月1日	飯田市	飯田市・上郷町	編　入
平成６年			
11月1日	ひたちなか市	勝田市・那珂湊市	新　設
平成７年			
9月1日	鹿嶋市	大野村・鹿島町	編　入
9月1日	あきるの市	秋川市・五日市市	新　設
平成１１年			
4月1日	篠山市	篠山町・西紀町・丹南町・今田町	新　設

協議項目	合併の期日	協議細目	
調整の方針			

留　意　事　項

１　「合併の特例に関する法律」の期限は、平成１７年３月３１日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援等は、受けられないことになる。

※主な財政措置

①普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第１１条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く１０年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の５年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

②合併特例債（第１１条の２）

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立で特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く１０年度に限り、合併特例債を充当（充当率９５％）でき、その元利償還金の７０％が普通交付税で措置される。

- 合併市町村のまちづくりのための建設事業
- 合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積立

先　進　事　例

昭和６０年４月１日以降の先進事例

期　日	新市町村名	合併関係市町村名	合併方式
平成１３年			
1月1日	新潟市	新潟市・黒埼町	編　入
1月21日	西東京市	田無市・保谷市	新　設
4月1日	潮来市	潮来町・牛堀町	編　入
5月1日	さいたま市	浦和市・大宮市・与野市	新　設
11月15日	大船渡市	大船渡市・三陸町	編　入
平成１４年			
4月1日	さぬき市	津田町・大川町・志度町 寒川町・長尾町	新　設
4月1日	久米島町	仲里村・具志川村	新　設

施行期日集計表（計２６件中　新設合併９件、編入合併１７件）

日別件数		月別件数	
1月1日	１件	１月	３件
1月21日	１件	２月	４件
1月31日	１件	３月	３件
2月1日	４件	４月	７件
3月1日	２件	５月	２件
3月3日	１件	７月	１件
4月1日	７件	９月	２件
5月1日	２件	１１月	４件
7月1日	１件	合　計	２６件
9月1日	２件		
11月1日	２件		
11月15日	１件		
11月30日	１件		
合　計	２６件		

（別記）　静岡県条例（抄）

都市的施設その他都市としての要件に関する条例（昭和２３年３月５日　静岡県条例第２号）

市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法第8条第1項第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる要件を具えていなければならない。
(1)　官公署が相当数設けられていること。
(2)　高等学校が設けられていること(隣接市町村における高等学校の設置状況からみて、特にその設置の必要がないと認められる場合を除く。)。
(3)　公私立の図書館、博物館、公会堂、公園等の文化施設が相当数設けられていること。
(4)　上水道、下水道等の衛生施設が設けられていること。
(5)　交通機関が整備されていること。
(6)　銀行及び会社の数並びにその規模が他の市に比して概ね遜色がないこと。
(7)　病院及び診療所が相当数設けられていること。
(8)　劇場、映画館等の施設が相当数設けられていること。
(9)　商工業その他の都市的業態に従事する者が、最近増加の傾向にあること。
(10)　当該普通地方公共団体の税収入額の住民1人当りの額が県の区域内における他の市の税収入額の住民1人当りの額と概ね同額又はそれ以上であること。
(11)　当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口で除した額が県の区域内における他の市の前年度予算総額をその市の全人口で除した額と概ね同額又はそれ以上であること